

30文科高第366号  
平成30年8月10日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学長（大学院大学を除く）

文部科学省高等教育局長  
義本博司

(印影印刷)

「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について（通知）

高大接続改革については、「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「中教審答申（平成26年12月）」を踏まえ、「高大接続改革実行プラン（平成27年1月）」が策定され、これに基づき、「高大接続システム改革会議」において最終報告（平成28年3月）がまとめられました。文部科学省ではこの最終報告を踏まえ、高大接続改革の着実な実現に向けて、検討・準備グループ等の会議において具体的な検討を進め、別紙の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月）」（以下「実施方針」）を策定したところです。このたび、実施方針で明らかにされていなかった事項につき、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」として策定しましたので、お知らせいたします。

平成31年度初頭目途に発出予定の実施大綱は、本実施方針を踏まえた内容となる予定ですので、あらかじめお知らせします。各国公立大学におかれては、平成32年度以降の大学入学者選抜において課す大学入学共通テスト及び個別学力検査の教科・科目の設定、入学志願者の受験準備へ配慮した予告等に遺漏なくお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、民間の英語資格・検定試験の結果を大学入試センターが提供する場合における受検期間や回数について説明した参考資料を文部科学省ウェブサイトに掲載していますので、ご参考までにお知らせします。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/koudai/detail/1408090.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1408090.htm)）

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係  
TEL：03-5253-4111（内線4905）  
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

## 大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

- ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
  - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
  - 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
  - 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
  - 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする。